

高齢社会課からのお知らせ

問 駅南庁舎高齢社会課 ☎ 0857-20-3452 ☎ 0857-20-3404 各総合支所市民福祉課 (☎ 10 ページ)

◆平成 27 年度介護保険料の納入通知書をお送りします

介護保険制度は、40 歳以上のみなさんの納める保険料と公費によって、誰にでも起こり得る「介護」を社会全体で支えていく制度です。平成 27 年度における 65 歳以上の人の介護保険料の額や納付方法を、7 月中旬にお送りする納入通知書で必ずご確認ください。

みなさんに納めていただく保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。介護が必要になったとき、誰もが安心して介護サービスを利用できるよう、保険料は必ず納めていただきますようお願いいたします。

■納付方法

年金からの徴収（特別徴収）が基本ですが、納付書による納付（普通徴収）や、両方による徴収（併用徴収）の場合があります。なお、希望により特別徴収を中止して、普通徴収に変更することはできません。

■便利な口座振替で納付しましょう

普通徴収または併用徴収の方は、納め忘れのない便利な口座振替で納付しましょう。口座振替を希望される場合は、通帳、届出印、納付通知書をお持ちのうえ、各金融機関に備え付けの申請書で手続きをお願いします。（納付通知書にも口座振替依頼書とご一緒に入っていますのでご活用ください）

◆介護保険負担割合証をお送りします

これまで介護サービスの利用者負担は原則 1 割でしたが、平成 27 年 8 月から、一定以上の所得※がある人は利用者負担が 2 割になります。利用者負担の割合（1 割または 2 割）は、要支援・要介護認定を受けている人全員に 7 月中旬にお送りする「介護保険負担割合証」でご確認ください。

介護サービスを利用される場合は、これまでの介護保険被保険者証に加えて、新たに介護保険負担割合証もサービス事業者に提示してください。

なお、介護保険負担割合証の有効期間は 8 月から翌年 7 月までの 1 年間です。毎年 7 月に新しい介護保険負担割合証をお送りします。

◆高額介護（予防）サービス費

介護保険の利用者負担が一定額を超えたときに申請により支給される「高額介護（予防）サービス費」の利用者負担段階区分（所得などに応じた区分）に、平成 27 年 8 月利用分から「現役並み所得者※」が新設され、上限額（月額 44,400 円）が設定されます。

この「現役並み所得者」とは、同一世帯内に 65 歳以上で課税所得 145 万円以上の方がいる場合に該当します。

【～平成 27 年 7 月】

利用者負担段階区分	限度額
市民税課税世帯	37,200 円（世帯）
市民税非課税世帯	24,600 円（世帯）
前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下	15,000 円（個人）
老齢福祉年金の受給者	15,000 円（個人）
生活保護の受給者	15,000 円（個人）

■徴収猶予・減免・軽減制度

災害、病気、失業など特別な事情により一時的に保険料を支払えない場合は、申請により徴収猶予または減免を受けることができます。また、低所得の人に対しては、軽減制度がありますので、高齢社会課までご相談ください。

■滞納への対応

納期を過ぎた保険料には督促手数料や延滞金がかかります。また、特別な事情がない限り、保険料を滞納すると、滞納期間に応じて下表のような措置がとられます。

滞納期間	措置内容
1年以上	サービスを利用したときに、いったん全額を支払っていただきます。その後、申請により保険給付相当分が払い戻されます。
1年6カ月以上	保険給付の一時差止め、滞納している保険料相当分が保険給付額から差し引かれることとなります。
2年以上	徴収権が時効により消滅することで、保険料を支払うことができなくなります。その場合は、保険料未納期間に応じて、サービス費用の自己負担額が 3 割に引き上げられるほか、その間は高額介護サービス費などの支給も受けられなくなります。

※一定以上の所得：本人の合計所得金額が 160 万円以上で、同一世帯の第 1 号被保険者（65 歳以上の人）の年金収入 + その他の合計所得金額が単身世帯で 280 万円以上、2 人以上世帯 346 万円以上

被保険者番号、住所、氏名、生年月日などが記載されます。

有効期間は 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年間です。

利用者負担の割合（1 割または 2 割）が記載されます。

ただし、世帯内に 65 歳以上の方が 1 人の場合、その方の収入が 383 万円未満、2 人以上いる場合は収入の合計が 520 万円未満であれば、その旨をあらかじめ申請することで、より負担の軽い区分（上限額 37,200 円）になります。

対象になりうる方については、6 月下旬に市から「案内文書」と「介護保険基準収入額適用申請書」を送付いたしますので、必要事項を記入いただき、高齢社会課に申請してください。

【平成 27 年 8 月～】

利用者負担段階区分	限度額
市民税課税世帯	
現役並み所得者	44,400 円（世帯）
上記以外の者	37,200 円（世帯）
市民税非課税世帯	24,600 円（世帯）
前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下	15,000 円（個人）
老齢福祉年金の受給者	15,000 円（個人）
生活保護の受給者	15,000 円（個人）

祝日のごみ収集（鳥取地域）

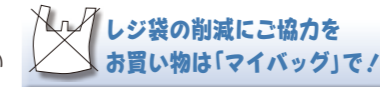
問 本庁舎生活環境課 ☎ 0857-20-3217 ☎ 0857-20-3045

祝日のごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

月 日	可燃ごみ	古紙類	ペットボトル	プラスチック	食品トレイ・資源ごみ 小型破砕ごみ
7月20日(月)	該当地区は収集します		22日(水)に振り替えて収集します	該当地区は収集します	お休みします

※ごみは必ず朝 8 時までに出してください。

※新市域については総合支所だよりをご覧ください。各総合支所市民福祉課（☎ 10 ページ）までお問い合わせください。



野焼きは禁止されています

法律により、廃棄物の野外焼却（野焼き）は、次の場合を除いて禁止されています。

- 1 国の定めた構造基準に適合した焼却炉で、基準に従った焼却
- 2 法令等に基づく処分により行う廃棄物の焼却（例：森林病虫害など防除法に基づく病虫害の付着した木の枝の焼却）
- 3 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして、次に掲げる焼却

- ◆国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却（例：河川管理者が行う伐採した草木の焼却）
- ◆震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却（例：災害時における木くずなどの焼却）
- ◆風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却（例：「とんど焼き」などの地域行事における焼却）

- ◆農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却（例：農業者が行う稲わらの焼却、林業者が行う伐採した枝条の焼却）
- ◆たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの（例：たき火、落ち葉焚き、キャンプファイヤーなどを行う際の廃材や落ち葉の焼却）

しかし、いくら軽微な焼却でも、プラスチックやビニールなどの焼却や生活環境の保全上著しい支障を生じる焼却行為は認められません。

また、認められている野焼きを実施する場合でも、周辺の住民の迷惑にならないようにしてください。家庭から出たゴミは、市の収集日に出すほか、再利用に努めてください。

【違反した際の罰則】

5 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金、又はこの両方が科されます。



認知症になっても安心して暮らしていくために

問 駅南庁舎高齢社会課 ☎ 0857-20-3453 ☎ 0857-20-3404

各総合支所市民福祉課、各地域包括支援センター（☎ 10 ページ）

認知症は、だれでも発症する可能性のある病気です。わが国では、10 年後には 65 歳以上の高齢者の約 5 人に 1 人が認知症になると推計されています。

そのため、認知症を正しく理解し、日ごろから予防に心がけることが大切です。

市では、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう早期発見・早期対応に向けた取り組みや、認知症高齢者とその家族を地域でサポートするサービスを充実させていきます。

各庁舎や地域包括支援センターで、認知症に関する相談機関・福祉サービスのご案内、さらに早期発見のためのチェックリストなどをまとめた「認知症相談安心ガイドブック」を配布していますのでご活用ください。

また 7 月より新たに配置する「認知症地域支援推進員」が、身近な専門相談窓口として、さらに、相談を通して必要な医療機関や介護保険サービスなどをご紹介するといった役割を担っていきます。

■認知症高齢者家族やすらぎ支援員派遣サービス

認知症に関する研修を受けたボランティア「やすらぎ支援員」が、家族に代わって認知症高齢者の見守りや話し相手になります。介護疲れによる休息が必要な場合や外出の場合などに利用できますのでご相談ください。

対 象 在宅で身体介護を常時必要としない認知症高齢者を介護している家族

費 用 30 分あたり 100 円（世帯所得の状況で無料となる場合があります）

利用時間 月 20 時間以内

■徘徊高齢者位置検索システム利用支援サービス

認知症等による徘徊行動のある高齢者の居場所を確認するシステムを利用する際、契約時に必要な初期費用のうち、上限 1 万円までを助成します。

対 象 市内在住で徘徊行動のある高齢者を在宅で介護している家族